2　前項の規定によつて測定単位の数値を算定する場合においては、第五条第二項の規定を準用する。

3　令和七年地方交付税法等改正法附則第二条第二項ただし書の規定に基づいて行う「臨時財政対策債償還基金費」に係る補正は、種別補正とする。

4　前項の規定に基づいて行う種別補正に用いる法第十三条第二項の規定による率は、附則別表第十二の十四に定めるところによるものとする。

5　新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、第四十九条第二項第二十九号の規定により分別又は按分するものとする。

6　第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額の合算額」とあるのは、「額と附則第十九条の十四の七第五項の規定によつて分別又は按分した測定単位の数値を同条第四項の規定により補正したものに当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額との合算額」とする。

附則別表第十二の五

（1）　都道府県分の「臨時経済対策費」の段階補正に用いる率（附則第十九条の十四の五関係）

段階補正	
測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
1,700,000人	1.00
1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.42
2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.56
2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.66
3,500,000人を超え5,000,000人までの数	0.70
5,000,000人を超え6,000,000人までの数	0.60
6,000,000人を超える数	0.54
測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.76
同上300,000人を超え600,000人までの数	0.76
同上600,000人を超え900,000人までの数	0.75
同上900,000人を超える数	0.71

（9）	平成二十五年度臨時財政対策債
（10）	平成二十六年度臨時財政対策債
（11）	平成二十七年度臨時財政対策債
（12）	平成二十八年度臨時財政対策債
（13）	平成二十九年度臨時財政対策債
（14）	平成三十年度臨時財政対策債
（15）	令和元年度臨時財政対策債
（16）	令和二年度臨時財政対策債
（17）	令和三年度臨時財政対策債
（18）	令和四年度臨時財政対策債
（19）	令和五年度臨時財政対策債
（20）	令和六年度臨時財政対策債

［新設］